

認可外保育施設などを利用する子ども

対象・利用料

- ▽ 無償化の対象となるためには、事前に在住の市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 保育園、認定こども園(保育園部分)などを利用していない方が対象となります。
- ※ 「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
- ▽ 3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料(保育料)が無償化されます。

対象施設・事業

- 認可外保育施設(※2)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- ※2 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。
 - ※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも令和元年10月から5年間は無償化の対象とする猶予期間があります。

就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもも、利用料が無償化されます。

マイナンバーカード受け取り(予約制)

マイナポイント申し込み支援

夜間窓口を開設



日時 4月14日、28日、5月12日、26日、6月9日、23日
毎月第2・第4水曜日 午後5時30分～午後8時

場所 役場1階 住民福祉課窓口(庁舎北側の時間外受け付け出入り口をご利用ください)

【マイナンバーカード受け取り】(予約制)

- **対象** 事前にマイナンバーカードの申請をしていて、「**交付通知書**」が自宅に届いている方
- **予約方法** 交付通知書に同封されている案内を確認の上、電話または窓口で予約してください。
(予約窓口) 住民福祉課戸籍住民係(平日午前8時30分～午後5時15分) ☎(48) 1111(内1115)
- **注意事項**
必ず本人がお越しください。(15歳未満の方は同一世帯の法定代理人と一緒にお願いします)

【マイナポイント申し込み】(予約不要)

- **対象** 令和3年3月までにマイナンバーカードを申請した方
- **必要なもの**
 - ・ マイナンバーカード(写真付き)
 - ・ マイナンバーカードの暗証番号(4桁)(利用者証明用電子証明書の暗証番号)
 - ・ 決済サービスID、セキュリティコード(申し込みする本人が事前に確認してください)
- ※ 決済サービスによっては、決済サービスアプリや店頭での申し込みしかできないものがあります。

問い合わせ先

- ▽ マイナンバーカード受け取り 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48) 1111(内1115)
- ▽ マイナポイント申し込み 検査財政課情報係 ☎(48) 1111(内1312)

